

「令和 8 年度 沖縄修学旅行相談会 in 大阪」に係る交通費の支援要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄県と一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が開催する「令和 8 年度 沖縄修学旅行相談会 in 大阪」に参加する学校関係者への交通費支援に関する必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 「令和 8 年度 沖縄修学旅行相談会 in 大阪」に参加する学校関係者に対し、参加に係る交通費を支援し来場を促進することで、沖縄修学旅行を実施する学習効果や新たなコンテンツの紹介など幅広く情報を発信し、沖縄修学旅行の継続実施学校の定着、新規校の開拓を目的に新たな誘客プロモーションを展開する。

(対象者)

第 3 条 支援の対象となる者は、「令和 8 年度 沖縄修学旅行相談会 in 大阪」の参加を目的とする、次の各号いずれかに該当するものとする。

(1) 学校関係者

※1 校につき 4 名まで対象（教員、生徒）

※交通費支援に関しては生徒のみでの申請は不可

(2) その他 OCVB が必要と認めたもの

(支援条件)

第 4 条 「令和 8 年度 沖縄修学旅行相談会 in 大阪」へ参加することを支援対象の条件とする。

(対象経費)

第 5 条 支援の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 1 人当たり片道 10,000 円を上限とした交通費とし、条件については、下記のとおりとする

※Yahoo! 路線やジョルダン等で出される最安での交通費を元にした額とする

① 交通機関は、路線バス、JR、私鉄、地下鉄等の鉄道関連とする

② 対象区間は、原則学校の最寄り駅または、参加者の自宅から「令和 8 年度 沖縄修学旅行相談会 in 大阪」会場の最寄り駅やバス停までの往復とする。但し、大阪市内からの参加については対象外とする

③ 原則として移動距離 100km 未満の場合は普通運賃とし、100km 以上の場合は特別急行料金（指定席可）を支給する ※グリーン車は対象外

例外として、授業等により時間的制約がある場合においても、事前に OCVB との調整および承認を経て、特別急行料金の支援対象となり得る場合がある。その場合、速やかに様式第 5 号を提出すること

(交付申請)

第 6 条 支援を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を OCVB に提出しなければならない。

(1) 交通費支援申請書（様式第1号）

提出期限：令和8年12月4日（金）12：00〆切

提出方法：原本郵送またはメール（PDF）にてご提出

※押印されたものが有効であり、押印のない書類は受付不可

(2) 修学旅行の実績資料（過去直近3年分）

提出期限：令和8年12月4日（金）12：00〆切

提出方法：原本郵送またはメール（PDF）にてご提出

※修学旅行実施時の行程表など（沖縄県以外、未実施の場合でも構わない）

(3) その他 OCVB が必要と認める書類

※提出書類の内容に変更があった場合は、速やかに OCVB へ報告すること

(交付の決定)

第7条 OCVB は、前条に規定する申請があった場合は、その内容の審査を行い、支援の可否を決定し、その旨を当該申請したものに通知しなければならない。

なお、予算額を超過した場合は提出期限を前に申請を締め切りとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による決定通知後、申請の取下げがあった場合は、別途理由書を作成し、OCVB に提出しなければならない。

(1) 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る支援金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 第7条において、通知を受けたものは本催事参加後、速やかに **(2週間以内)**、次の各号に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

(1) 実施報告書（様式第3号）押印されたもの

(2) 鉄道を利用したことが確認できる証憑

例：鉄道利用料金の支払いが分かる領収書など

ただし、特別急行を利用した場合は様式第5号をあわせて提出すること

上記書類は、「沖縄修学旅行プロモーション」主催事務局へ提出すること。

提出方法：押印のある実施報告書（様式第3号）、証憑類をメール（PDF）にて OCVB へご提出。OCVB で確認後、原本郵送にてご提出

※実施報告書（様式第3号）は押印をされたものが有効

(支援金の支払)

第10条 前条に規定する実績報告があったときは、OCVB にて当該実績報告に係る書類等の審査を行い、交付すべき支援金の額を確定し、交通費支援確定通知書（様式第4号）を通知する。

申請者は通知書の確定金額（支援額）を元に請求書を提出すること。

原則、様式第 1 号にて事前に提出された料金を支払うものとする。

（交付決定の取消）

第 1 1 条 OCVB は、次の各号に該当した場合は、支援の決定を取り消すことができる。

- （１）第 9 条に挙げる書類を提出しない場合
- （２）決定内容またはこれに付した条件に違反した場合
- （３）虚偽の申請その他不正の行為により支援金が交付された場合
- （４）その他 OCVB が適当でないと認めた場合

（返還命令）

第 1 2 条 OCVB は、虚偽の申請その他不正の行為により支援金が交付された場合は、返還を命ずることができる。

（調査）

第 1 3 条 OCVB は、必要に応じて支援対象者に対し、当事業が正しく行われているかどうか調査することができる。調査に協力できない場合、または、調査した内容と申請内容に違いがみられる場合は、既に交付した支援金の全額または一部を返還させることができる。

（その他）

第 1 4 条 その他定められていない事項については、沖縄県と OCVB が協議し決定する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 26 日から適用する。

＜お問合せ・ご提出先＞

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター 2 階

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

国内事業部 受入推進課 教育旅行チーム

「沖縄修学旅行プロモーション」主催事務局 比屋根／多和田／城間

TEL : 098-859-6129 FAX : 098-859-6221 E-mail : shuryo@ocvb.or.jp